

後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減の皆さんへ

これまで9割軽減となっていた人は、今年度から8割軽減に変わります。所得の低い年金受給者には、今年10月から年金生活者支援給付金制度が始まります。

< 保険料均等割額の軽減 >

世帯の所得状況に応じて下記のとおり、均等割額が軽減されます。これまで8.5割、9割の軽減になっていた人は、今年度から段階的に見直しを行っています。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
33万円以下	8.5割 (本則7割)	8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の各所得なし	9割 (本則7割)	8割	7割	
33万円 + 28万円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 51万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

※ ○9割軽減の対象だった人については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります。)

○8.5割軽減の対象者については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととしています。

年金生活者支援給付金の支給について

公的年金などの収入や所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金が支給されます。

< 高齢者への給付金 - 老齢年金生活者支援給付金 (補足的な給付を含む) - >

以下の支給要件をすべて満たしている必要があります。

【支給要件】

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。 ② 請求者の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
③ 前年の年金収入額とそのほかの所得額の合計が87万9,300円以下である。

【保険料納付済期間に基づく給付額 (※)】

給付額 (月額) = 5,000円 × 保険料納付済期間 (月数) / 480月

(例) 保険料納付済期間	480月 (40年)	360月 (30年)	240月 (20年)	120月 (10年)
給付金額 (月額)	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円

※保険料を納めた期間等により支給額は異なります。※保険料免除期間を有する人については、保険料免除期間に基づく給付額があります。

< 障がい者や遺族への給付金 - 障害・遺族年金生活者支援給付金 - >

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けていて、前年の所得額が一定の基準額以下の人には、障害・遺族年金生活者支援給付金が支給されます。

障害基礎年金等級2級および遺族基礎年金を受けている人 … 月額5,000円
障害基礎年金等級1級 … 月額6,250円

< 問合せ先 > 役場健康福祉課 (電話 72-0334) / 役場住民課 (電話 72-0333)
年金生活支援給付金について…ねんきんダイヤル (電話 0570-05-1165)

2019 年度事業計画などを決定

日野町人権・同和教育推進協議会 総会

日野町人権・同和教育推進協議会広報紙

人権のまち ひの 2019年6月

4月25日、山村開発センターで自治会長の皆さんや各種組織、関係団体の代表者など会員63人が出席し、町人権・同和教育推進協議会の2019年度総会を開きました。

はじめに、同協議会長の埜田淳一町長が「町では、『人権尊重のまちづくりをしよう』をテーマにまちづくりに取り組んでいるところです。行政、地域社会、企業、保学、広報の各部会がさまざまな人権活動に取り組み、徐々に人権意識が浸透してきていると感じています。今後もこの協議会の活動に対してご理解とご協力をお願いします」とあいさつ。その後、決算・事業計画などの承認を行いました。



● 決算、事業計画・予算案を承認

【2018 年度事業実績】

- ・町人権啓発講演会および第43回人権・同和教育研究集会は11月8日開催、167人が参加
- ・小地域座談会は46自治会で開催、448人が参加
- ・町民人権講座は3回開催、225人が参加
- ・鳥取県研究集会や全国大会などへの参加、広報紙「人権のまち”ひの”」の発行、啓発活動、関係機関会議への

参加など

【2018 年度決算】

- ・収入総額 293,093 円（町補助金）
- ・支出総額 293,093 円（部会の研修費ほか、町人権・同和教育研究集会の開催、県研究集会や小地域座談会費用など、事務費ほか）

【2019 年度推進目標】

本協議会は、数年来かけて培ってきた高齢化社会の人権尊重の地域づくりへの研究成果をもとに、鳥取県人権施策基本方針に則し、「部落差別解消推進法」ほか人権2法の解消に向けた有効な人権施策の構築を図る。暮らしの中で具体的な人権課題の追及と解決への研究を深め、普遍的な人権意識の形成へとつなぎ、次代の人権文化社会の創造を目指して教育・啓発を推進する。

- (重点施策) ①人権・同和教育研究集会の開催 ②小地域座談会の開催および推進者の養成
③部会研修の充実 ④人権講座の開催

【2019 年度事業計画】

- ・町人権啓発講演会および第44回人権・同和教育研究集会
- ・小地域座談会の開催（全自治会）および推進者養成講座、人権学習講座の開催（2回）
- ・町民人権講座の開催（4回）
- ・鳥取県研究集会ほか町外研修会などへの参加
- ・啓発紙『人権のまち”ひの”』の発行
- ・各部会研修の実施

【2019 年度予算】

- ・収入総額 350,000 円（町補助金）
- ・支出総額 350,000 円
総会役員会費 3,000 円（総会・役員会資料作成）
部会費 43,000 円（各部会研修講師謝金ほか）
啓発研修費 245,000 円
（町研究集会等講師謝金、各種研修会参加費ほか）
事務費ほか 59,000 円
（県人権教育推進協議会負担金、通信運搬費ほか）

【役員改選】会長：埜田淳一（日野町長）／副会長：小谷博徳（日野町議会議長）、西村通（下榎支部長）ほか選出

第1回町民人権講座 開催

『家庭や地域で思いを伝えることから始めてみませんか？』

総会后、「部落差別の今・昔～豊かに生きるために～」と題し、部落解放同盟三栄支部女性部長の大柄瑞穂さんが講演を行いました。

講演で大柄さんは、部落差別の現状についてふれ、インターネットの普及により、差別の形も変化していると警鐘を鳴らしました。また、大柄さんの実体験も紹介。未だに根強く残る部落差別の厳しさをあらためて認識する機会にもなりました。大柄さんは「みんなが豊かに生活していくには、まずは家庭や地域で思いを伝えあうことが大切」と来場者に呼びかけていました。



部落差別を取り巻く環境も変化していると大柄さん